

【改正】（特定課税仕入れに係る消費税等の額）

5の2 特定課税仕入れの取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、税抜経理方式を適用することとなる法人であつても、当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。

ただし、法人が当該特定課税仕入れの取引につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額を当該取引の対価の額と区分して、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理をしている場合には、当該仮受金又は仮払金等として経理をした金額はそれぞれ仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に該当するものとして、法人税の課税所得金額を計算することに留意する。

④ この取扱いによつた場合においても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額について明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達5の2《特定課税仕入れに係る消費税等の額》では、特定課税仕入れの取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないため、その取引の都度行う経理処理において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないところ、当該特定課税仕入れの取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えないこととしていた。
- 3 インボイス制度導入後は、免税事業者等からの課税仕入れについて課税仕入れ等の税額がなく、取引の対価の額と区分される消費税等の額がないため、取引の対価の額に基づき法人税の課税所得金額の計算を行うことになるのであるが、仮にインボイス制度導入前どおりに仮払消費税等を計上する経理が行われた場合には、その経理が行われた金額はその事業年度の損金の額に算入されるのではないかとの疑義があった。
このため、新消費税経理通達では、法人税の課税所得金額の計算に適用する仮受消費税等の額及び仮払消費税等の額について法人税に関する法令の規定と同様に定義を置くこととし、これと異なる金額で経理が行われた場合には、その差額をその取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うことを明らかにした。
- 4 本通達では、旧消費税経理通達5の2の仮勘定を用いた経理処理について、その経理処理をした仮勘定の金額は、新消費税経理通達1(12)又は(13)《用語の意義》にお

いて新たに定義することとした仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に該当するものとして、法人税の課税所得金額を計算することを明らかにした。なお、改正前後で実質的な内容の変更はない。

- 5 なお、新消費税経理通達2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の本文において、「当該法人の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するもの」としており、本文の取扱いによった場合に税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式で経理をしたことになるのか若干の疑義があることから、注書において税込経理方式により経理をしたことにはならないことを留意的に明らかにしている。